2025年7月29日

各　　位

会 社 名　株式会社 富士通ゼネラル
代表者名　代表取締役社長　増田　幸司
（コード：6755 東証プライム市場）
問合せ先　執行役員　ｺｰﾎﾟﾚｰﾄｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ室長　加納　俊男
TEL（044）861－7627

株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年6月30日に公表した「株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2025年6月30日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合並びに単元株式数の定めの廃止及び定款の一部変更に関する各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2025年7月29日から2025年8月18日まで整理銘柄に指定された後、2025年8月19日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

１．第１号議案 株式併合の件

当社は、以下の内容の当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認をいただきました。なお、本株式併合の詳細は、2025年6月30日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

①　併合する株式の種類
普通株式

②　併合比率
当社株式について、11,530,250株を1株に併合いたします。

③　減少する発行済株式総数
104,699,891株

④　効力発生前における発行済株式総数

104,699,900株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、当社が2025年4月25日付で公表した「2025年３月期決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載された2025年３月31日現在の当社の発行済株式総数（109,406,661株）から、当社が2025年６月30日開催の取締役会において消却を決議し、2025年８月20日付で消却される予定の2025年６月19日現在当社が所有する自己株式（4,706,761株）を除いた株式数です。

⑤　効力発生後における発行済株式総数

９株

⑥　効力発生日における発行可能株式総数

36株

⑦　１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

(i)　会社法第235条第１項又は同条第２項において準用する同法第234条第２項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、株式会社パロマ・リームホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）及び富士通株式会社（以下「富士通」といいます。）以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、１株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる１株未満の端数については、その合計数（合計した数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。）に相当する数の株式を売却し、その売却により得られた代金を株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社の株主を公開買付者及び富士通のみとすることを目的とする取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年８月19日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いことに鑑み、会社法第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年８月20日の当社の最終の株主名簿において株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者による、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）における買付け等の価格と同額である2,808円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(ii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者の氏名又は名称
株式会社パロマ・リームホールディングス（公開買付者）

(iii) 売却に係る株式を買い取る者となることが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計数に相当する当社株式の取得に要する資金を、株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）からの融資により賄うことを予定しているとのことであり、当社は、本公開買付けに係る公開買付届出書の添付書類として提出された、三井住友銀行からの融資に関する2025年４月25日付融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払に支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、また、今後発生する可能性も認識していないとのことです。

以上により、当社は、公開買付者による１株に満たない端数の合計数に相当する当社株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

(iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2025年９月上旬を目途に、会社法第235条第２項の準用する同法第234条第２項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却し、公開買付者において当該当社株式を買い取ることについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動し得ますが、当社は当該裁判所の許可を得て、2025年９月下旬を目途に公開買付者において買い取りを行う方法により、当該当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2025年11月中旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる１株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

２．第２号議案 定款一部変更の件

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年６月30日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が発生することを条件として、2025年８月21日に効力が発生する予定です。

（1） 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第２項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 36 株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第６条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

（2） 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は９株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在１単元 100 株としている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第８条（単元株式数)、第９条（単元未満株式についての権利)、及び第 10 条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、かかる変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（3） 本株式併合に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社株式は上場廃止となるとともに当社の株主は公開買付者及び富士通のみとなるため、定時株主総会の基準日に関する規定及び株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 15 条（定時株主総会の基準日）及び第 17 条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

３．株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	2025 年７月 29 日（火）
② 整理銘柄指定日	2025 年７月 29 日（火）
③ 当社株式の最終売買日	2025 年８月 18 日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	2025 年８月 19 日（火）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	2025 年８月 21 日（木）（予定）

以 上